

令和 2 年 6 月 日

名古屋市長 河 村 たかし 様

名古屋市環境影響評価審査会  
会長 都 竹 愛 一 郎名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書について  
(答申)

令和元年 12 月 16 日付け 31 環対第 150 号で諮問がありました、みだしの環境影響評価準備書の内容について調査審議し、結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

## 記

名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要である。

## 1 事業の目的及び内容に関する事項

本事業の排水計画は、供用予定の公共下水道に接続することを前提としているが、事業予定地近傍にラムサール条約登録湿地があることから、工事着工前までに確実に接続されるよう関係機関と十分に協議、調整を行うこと。

## 2 予測・評価等に関する事項

## (1) 大気質

ア 建設機械については、極力、小型のものを採用することとしているが、稼働方法によっては過負荷となり、大気質への影響が大きくなることが考えられる。したがって、工事規模に合わせた規格の建設機械を採用するとともに、稼働の際には過負荷とならないよう配慮すること。

イ 建設機械の稼働において、最大着地濃度出現地点で二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の予測結果が環境目標値を上回ることから、工事の実施にあたっては、原則として最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するなどの環境の保全のための措置を講ずることにより、大気汚染物質排出量を低減するよう努めること。

ウ 計画施設の排ガス処理計画では、水銀の排ガス濃度を大気汚染防止法で定める排出基準と同じ値としていることから、施設の稼働にあたっては、より低い濃度で運転管理を行うことができるよう適切な対策を実施し、環境負荷低減に努めること。

## (2) 騒音及び振動

ア 建設機械の稼働において、敷地境界付近で稼働する場合は騒音及び振動が大きくなるおそれがあり、振動の予測結果では事業予定地周辺で感覚閾値である 55dB 以上になると予測される地域がある。そのため、事業予定地周辺の住民等に対して事前に工事内容を説明する、苦情等が寄せられた場合には適切に対応するなどの措置を講ずること。

イ 施設の稼働において、寄与騒音レベルの予測結果については規制基準値を下回るもの、現況騒音レベルを加味した供用時騒音レベルにおいては、夜間に規制基準値を上回る地点があることから、周辺環境への影響の低減を図ること。

## (3) 土壤及び廃棄物

事業予定地は、かつて藤前処分場として利用されていたことから廃棄物が埋設されている。また、既存資料調査及び現地調査において土壤汚染が確認されている。したがって、掘削土の再利用にあたっては、土壤汚染対策を考慮した適切な計画となるよう関係機関と十分に協議、調整を行うこと。

## (4) 緑地

ア 緑化率は「緑のまちづくり条例」に基づく規制値を上回るもの、緑地面積については破碎棟の建設等によって現況より減少することから、可能な限り緑地の確保に努めること。

イ 撤去される現況の緑地と新設する緑地とでは、樹種の構成が異なることから、鳥類による採餌等への影響が考えられる。そのため、新設する緑地における樹種の選定にあたっては、事業予定地内で確認された鳥類による利用にも配慮すること。

## (5) 温室効果ガス等

事業の実施にあたっては、より高い発電効率が期待できる廃棄物発電の導入や焼却に伴う余熱の有効利用等を積極的に行うことにより、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努めること。

## 3 その他

記載内容の誤りは予測結果等の信頼性に関わるため、誤りは適切に修正するとともに、調査や予測の条件を詳細に記載するなど市民に分かりやすい図書となるよう十分配慮すること。